

貨物利用運送事業 (内航、外航海運) の概要 第4版

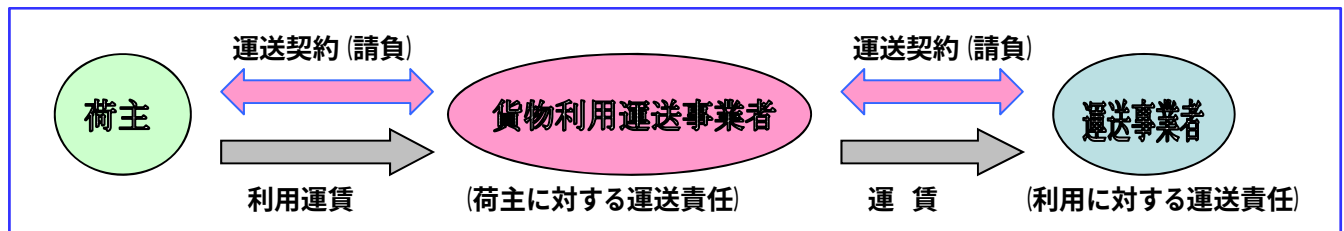
**国土交通省 九州運輸局
海事振興部貨物課
平成23年10月**

1. 貨物利用運送事業の概要

貨物利用運送事業

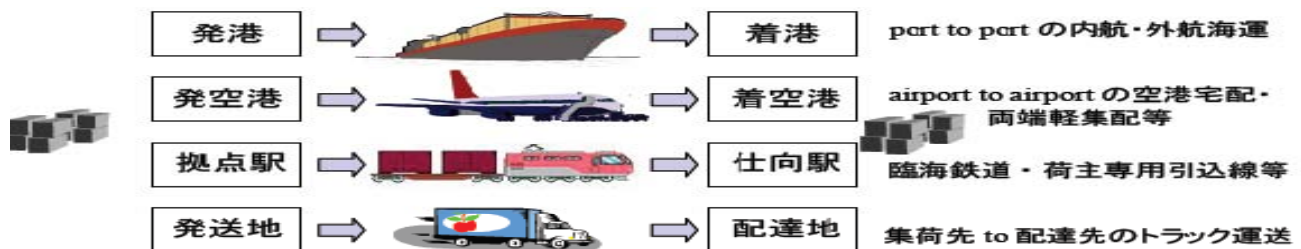
(利用運送の概念)

運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業。
利用運送事業者は荷主との間で運送契約を結ぶ。
さらに、利用運送事業者は運送事業者との間で運送契約を結ぶ。



第一種貨物利用運送事業

登録

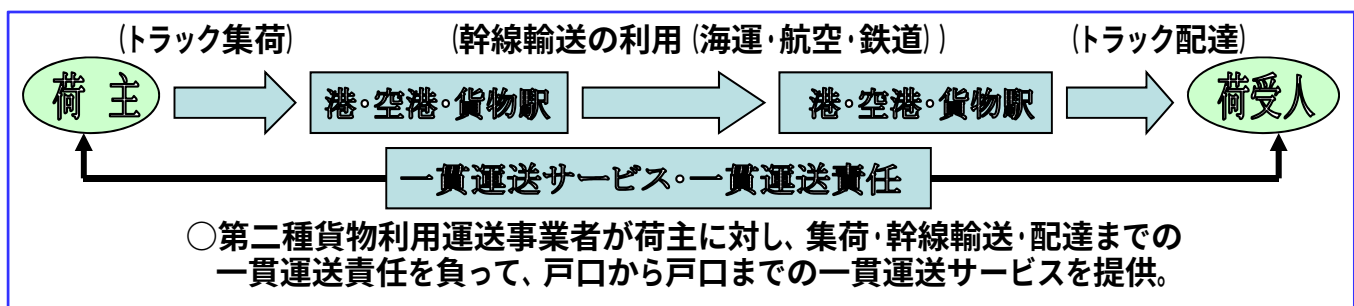


第二種貨物利用運送事業

許可



(第二種貨物利用運送事業の概念)



2. 第一種貨物利用運送事業の申請様式等

第一種の申請書様式等掲載場所

- ①申請様式は、九州運輸局のホームページからダウンロード可能です。
- ②(申請) 掲載場所への手順:九州運輸局ホームページ>>分野別情報(海事)>>貨物船(貨物利用運送事業について)>>番号5の登録申請書
- ③(届出等) 掲載場所への手順:九州運輸局ホームページ>>分野別情報(海事)>>貨物船(貨物利用運送事業について)>>番号7の自動車交通部貨物課アドレスクリック>>トラック事業関係申請書等(20番～23番)

九州運輸局HP内の掲載内容(海事)

番号	貨物利用運送事業(海運関係)に係る通達等
1	貨物利用運送事業(内航、外航海運)の概要
2	外航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について
3	内航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について
4	標準内航利用運送約款
5	第一種貨物利用運送事業(内航海運)の登録申請書
6	貨物利用運送事業の標準処理期間
7	貨物利用運送事業に係る法令遵守状況チェックシート

※自動車交通部貨物課にも貨物利用運送に関する資料があります。

→ http://www.tb.mlit.go.jp/kvushu/gyoumu/jidousya_k/file11_3.htm

※貨物利用運送事業法の概要等は国土交通省のホームページに掲載してあります。

→ <http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05400.html>

3. 第二種貨物利用運送事業の申請様式等

九州運輸局HP内の掲載内容（自動車交通部）

番号	トラック事業関係申請書等
20	第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）の変更登録申請
21	第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）の登録事項変更届出書
22	第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）の地位承継届出書
23	第一種貨物利用運送事業（内航海運）の登録申請書

第二種の申請書様式等掲載場所

- ①申請様式は、国土交通省のホームページからダウンロードでき、また、九州運輸局ホームページから簡単にアクセス可能です。
- ②掲載場所への手順：九州運輸局ホームページ>>分野別情報（海事）>>貨物船（貨物利用運送事業について）>>番号8の国土交通省ホームページに掲載してあります。（アドレスをクリック）>>貨物利用運送事業を始めるには>>3. 利用運送機関別 申請書類の記載要領 >> [新規] 又は [変更] の該当部分

新規申請書様式

- ・第二種 内航
- ・第一種 外航（邦人）
- ・第二種 外航（邦人）

変更申請書様式

- ・第二種 内航 変更認可申請：輸送機関の追加
- ・第一種 外航（邦人） 変更登録申請
- ・第一種 外航（邦人） 変更登録申請：輸送機関の追加
- ・第二種 外航（邦人） 変更認可申請
- ・第二種 外航（邦人） 変更認可申請：輸送機関の追加

4. その他国土交通省ホームページ掲載資料

標準利用運送約款

- ☐ 標準内航利用運送約款（平成18年2月28日国土交通省告示第316号）
- ☐ 標準外航利用運送約款（平成22年11月29日運輸省告示第586号）
- ※外航約款は、第一種のみ

5. 貨物利用運送事業の標準処理期間

標準処理期間 (申請から審査等に係る処理期間の目安)

○第一種貨物利用運送事業

事 項	標準処理期間
1. 登録	2～3ヶ月
2. 変更登録	2～3ヶ月
3. 利用運送約款の設定の認可	1ヶ月
4. 利用運送約款の変更の認可	1ヶ月

○第二種貨物利用運送事業

事 項	標準処理期間
1. 許可	3～4ヶ月
2. 事業計画及び集配事業計画の変更の認可 (利用運送機関の種類の變更に係るもの)	2～3ヶ月 (3～4ヶ月)
3. 利用運送約款の設定の認可	1ヶ月
4. 利用運送約款の変更の認可	1ヶ月
5. 譲渡し及び譲り受けの認可	2～3ヶ月
6. 合併及び分割の認可	2～3ヶ月
7. 相続の認可	2～3ヶ月

※貨物利用運送事業法の審査等に係る処理期間の目安 (標準処理期間) は、上記標準処理期間のとおりです。

※なお、標準処理期間とは、申請が受理されてから当該申請に対する審査を完了するまでに通常要する標準的な処理期間のことです。

※地方運輸局を經由して申請される事案又は集配拠点のある地方運輸局へ照会する必要のある事案に係る標準処理期間は、上記標準処理期間に1ヶ月追加したものとなります。

※なお、修正に係る時間は標準処理期間内に含まないことになります。

6. 第一種貨物利用運送事業権限一覧表

第一種貨物利用運送事業権限一覧表

○…地方運輸局長権限

×…国土交通大臣権限

根拠条項	手続名	貨物 自動車	鉄道	内航	外航	航空
第3条第1項	第一種貨物利用運送事業の登録	○	×	○	×	×
第5条第2項	登録の実施の通知	○	×	○	×	×
第6条第2項	登録の拒否の通知	○	×	○	×	×
第7条第1項	変更登録 (利用運送機関の種類の変更及び当該変更に伴う変更に関するもの)	○	×	○	×	×
	変更登録 (区域・区間及び業務の範囲)	○	○	○	×	×
第7条第2項 (第5条第2項準用)	変更登録の通知 (利用運送機関の種類の変更及び当該変更に伴う変更に関するもの)	○	×	○	×	×
	変更登録の通知 (区域・区間及び業務の範囲)	○	○	○	×	×
第7条第2項 (第6条第2項準用)	変更登録の拒否の通知 (利用運送機関の種類の変更及び当該変更に伴う変更に関するもの)	○	×	○	×	×
	変更登録の拒否の通知 (区域・区間及び業務の範囲)	○	○	○	×	×
第7条第3項	軽微な変更等の事後変更登録届出の受理	○	○	○	×	×
第8条第1項	利用運送約款の認可	○	○	○	×	×
第11条	運輸に関する協定の届出・協定の変更の届出の受理	○	○	○	×	×
第12条	事業改善命令 (運賃・料金の変更に係るもの)	○	×	○	×	×
	事業改善命令 (運賃・料金の変更以外のもの)	○	○	○	×	×
第14条第2項	事業の承継の事後届出の受理	○	×	○	×	×
第15条	事業の廃止の事後届出の受理	○	×	○	×	×
第16条	事業の停止及び登録の取消し	○	×	○	×	×
第17条	登録の抹消	○	×	○	×	×
第18条第3項 (第12条準用)	附帯業務に関する事業改善命令 (運賃・料金の変更に係るもの)	○	×	○	×	×
	附帯業務に関する事業改善命令 (運賃・料金の変更以外のもの)	○	○	○	×	×

6. 第二種貨物利用運送事業権限一覧表

第二種貨物利用運送事業権限一覧表

○…地方運輸局長権限
×…国土交通大臣権限

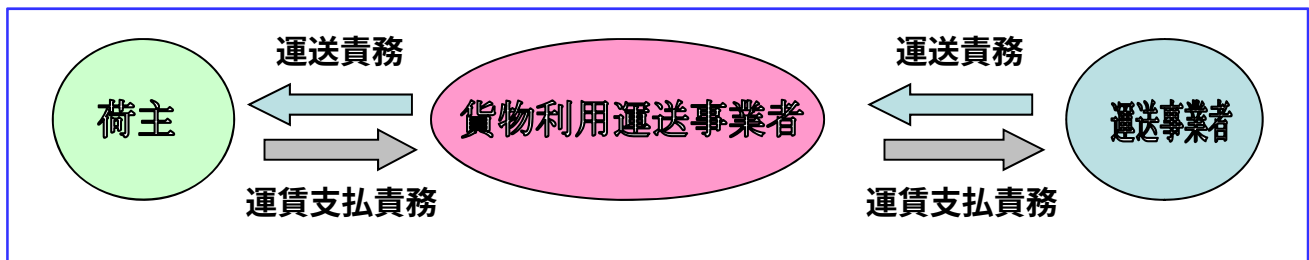
根拠条項	手続名	鉄道	内航	外航	航空
第20条	第二種貨物利用運送事業の許可	×	×	×	×
第24条第2項	事業計画の遵守命令	○	○	×	×
	集配事業計画の遵守命令	○	○	○	○
第25条第1項	事業計画及び集配事業計画の変更認可(利用運送機関の種類の変更及び当該変更に伴う変更に関するもの)	×	×	×	×
	事業計画及び集配事業計画の変更認可(集配事業計画に関するもの)	○	○	○	○
	事業計画及び集配事業計画の変更認可(その他)	○	○	×	×
第25条第3項	集配事業計画の変更事前届出の受理(事業用自動車の数)	○	○	○	○
	軽微な事項に関する事業計画の変更事後届出の受理	○	○	×	×
	軽微な事項に関する集配事業計画の変更事後届出の受理	○	○	○	○
第26条第1項	利用運送約款の認可	○	○	×	×
第28条	事業改善命令(運賃・料金の変更に関するもの)	×	×	×	×
	事業改善命令(集配事業計画に関するもの)	○	○	○	○
	事業改善命令(その他)	○	○	×	×
第29条第1項	事業の譲渡し及び譲受けの認可	×	×	×	×
第29条第2項	法人の合併及び分割の認可	×	×	×	×
第30条第1項	相続の認可	×	×	×	×
第31条	事業の休止の事後届出の受理	○	○	×	×
	事業の廃止の事後届出の受理	×	×	×	×
第33条	事業の停止及び許可の取消し	×	×	×	×
第34条(第11条準用)	運輸に関する協定の届出・協定の変更の届出の受理	○	○	×	×
第34条(第28条準用)	附帯業務に関する事業改善命令(運賃・料金の変更に関するもの)	×	×	×	×
	附帯業務に関する事業改善命令(集配事業計画に関するもの)	○	○	○	○
	附帯業務に関する事業改善命令(その他)	○	○	×	×

7. よくある質問 (Q1)

Q1. 貨物利用運送事業とは、どのような事業か。実運送事業と何が異なるのか。

A1. 「貨物利用運送事業」とは、他人（荷主）の需要に応じ、有償で、利用運送（自らの運送機関を利用し、運送を行う者（実運送事業者）の行う運送を利用して貨物を運送すること）を行う事業をいいます。したがって、自社貨物を実運送事業者（に運送させるといった自らの需要に応ずる行為や、無償で貨物利用運送を行う行為は、貨物利用運送事業とはなりません。

（利用運送の概念）



なお、「実運送事業者」とは、貨物利用運送事業法第2条第2項から第5項までに定められている次に掲げるものをいいます。

- ・船舶運送事業者（海上運送法、内航海運業法の船舶運航事業を経営する者）
- ・航空運送事業者（航空法の航空運送事業を経営する者）
- ・鉄道運送事業者（鉄道事業法第2条第2項の第一種鉄道事業もしくは同条第3項の第二種鉄道事業を経営する者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者）
- ・貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者）

したがって、軽貨物運送、ロープウェイ、港湾運送を行う事業を経営する者は、「実運送事業者」には当たらないため、これらの運送を利用して運送する事業は、貨物利用運送事業には該当しません。

※参考データ

- ①実運送 ⇒ 実際に運送する
- ②貨物利用運送事業者＝フォワーダー
- ③運送人＝キャリア

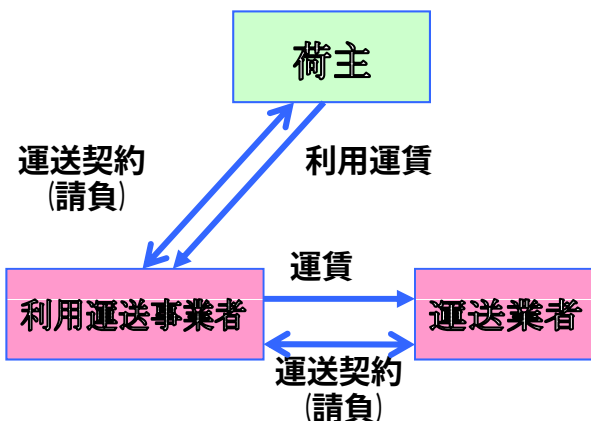
7. よくある質問 (Q2)

Q2. 貨物利用運送事業と貨物取次事業は何が異なるのか。

A2. 貨物利用運送事業は荷主と運送契約を締結し、荷主に対し運送責任を負う事業ですが、貨物取次事業は、荷主に対して運送責任を負うものではなく、他人(荷主)の需要に応じ、有償で、自己の名をもってする運送事業者の行う貨物の運送の取次ぎ若しくは運送貨物の運送事業者からの受取(運送の取次ぎ)(※1)又は他人(荷主)の名をもってする運送事業者への貨物の委託(※2)若しくは運送貨物の運送事業者からの受取り(運送の代弁)を行う事業です。なお、貨物取次事業は、平成15年より規制が廃止されています。

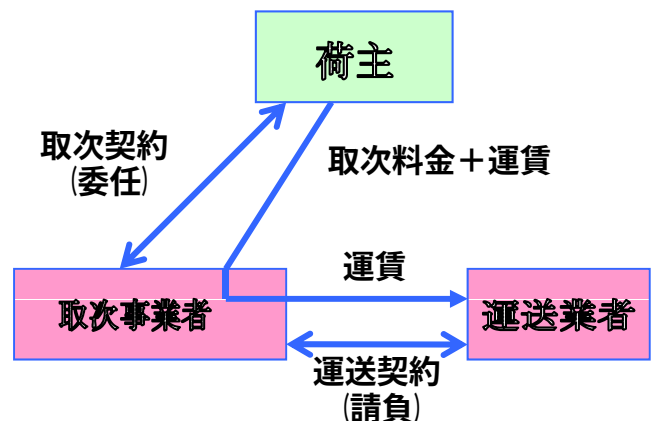
●利用運送事業

他人の需要に応じ、有償で、運送契約を締結し、運送責任を負う



●貨物取次事業 (※1)

他人の需要に応じ、有償で、自己の名をもってする運送事業者の行う貨物の運送の取次



(参考) 貨物取次事業の事例。

1. 求車求貨システム

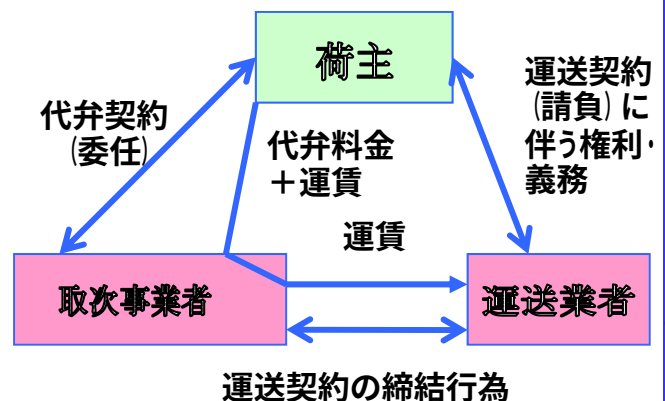
荷主(運送事業者を含む)が輸送してほしい貨物の情報(量、種類、現在地、目的地、希望運賃等)を掲示板やデータベース等に出し、運送事業者がこれに応募して成約した場合に、荷主と運送事業者との契約締結に直接関与し、その対価を得る事業。

2. インターネット通販

商品等の配達をする際に、通信販売会社が消費者と運送会社との間の契約を締結し、契約締結に係る対価を得る事業。

●貨物取次事業 (※2)

他人の需要に応じ、有償で、他人の名をもってする運送事業者への貨物の運送の委託



7. よくある質問 (Q3、Q4)

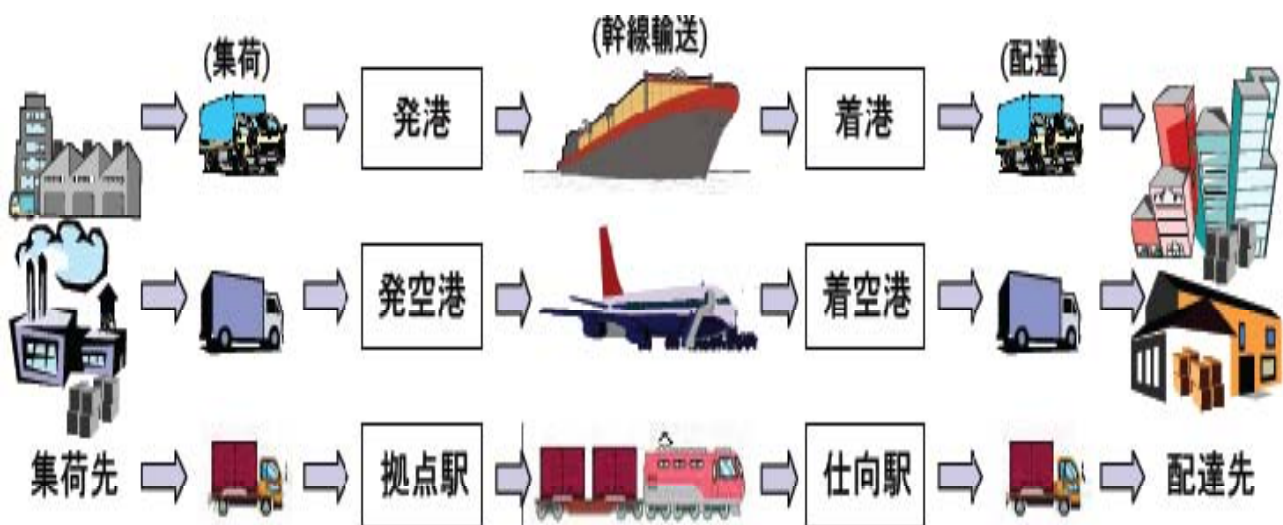
Q3. いわゆる「利用の利用」も貨物利用運送事業の登録又は許可が必要か。

A3. 「利用の利用」とは、貨物利用運送事業者を使って運送事業を行う利用事業者のようですが、これも「貨物利用運送事業」に該当するため、登録または許可が必要です。

Q4. 国内のドアから国外のポート又は国内のポートから国外のドアまでの一貫輸送（片方の集配がない）場合でも、第二種貨物利用運送事業に該当するのか。

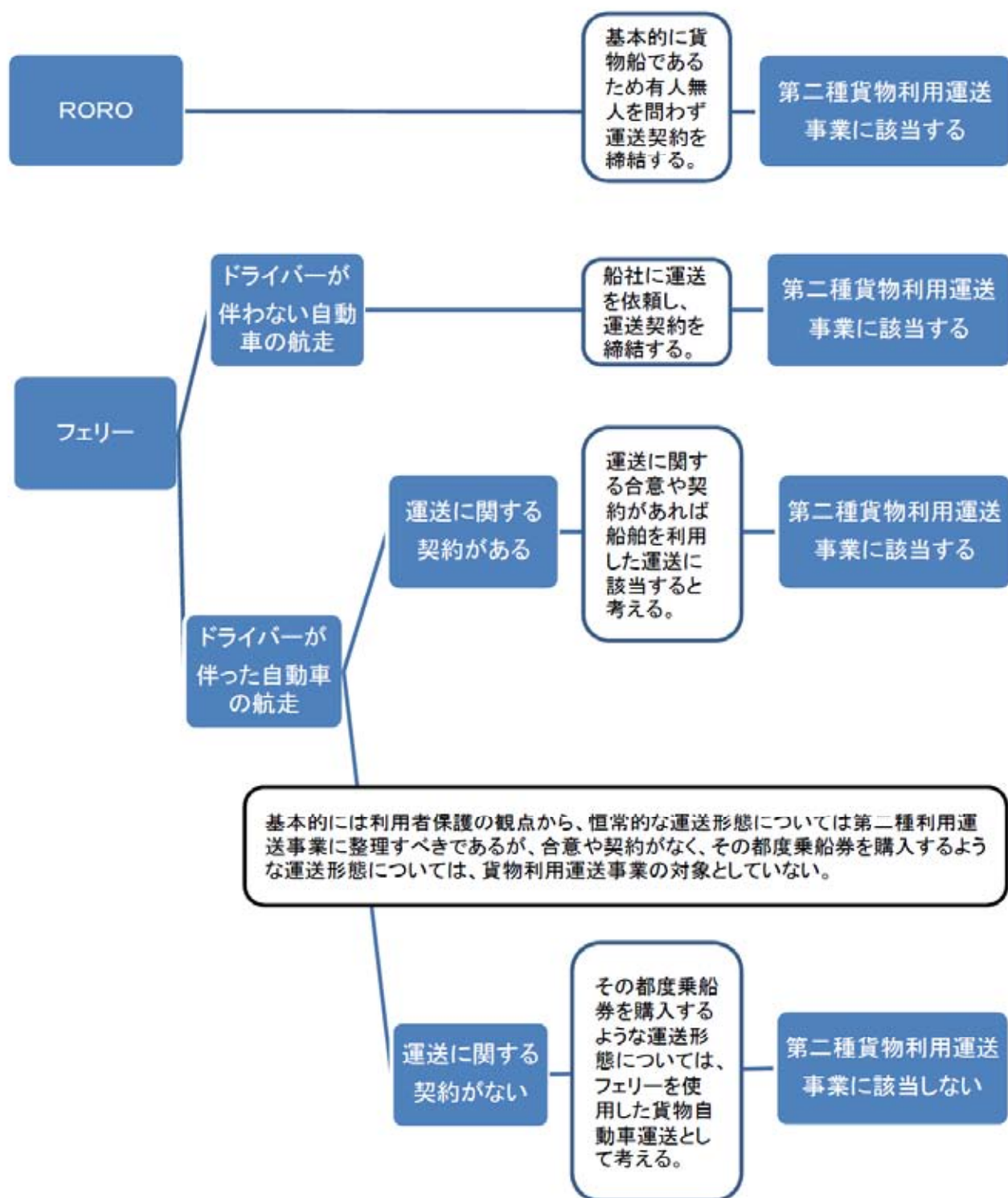
A4. 第二種貨物利用運送事業とは、幹線輸送（船舶、航空、鉄道）に係る利用運送と当該利用運送に先行し、後続する貨物の集貨及び配達のためにする自動車による運送（集配）とを一貫して行う事業のことをいいます。（貨物利用運送事業法第2条第8項）従って、国内のドアから国外のポート、又は国内のポートから国外のドアといった、片方の集配がない輸送は、第二種貨物利用運送事業には該当せず第一種貨物利用運送事業になります。

<第二種貨物利用運送事業>



7. よくある質問 (Q5～Q9 関連のフロー図)

RORO船・フェリーを利用した運送について



7. よくある質問 (Q5～Q7)

Q5. トラック事業者がロールオン・ロールオフ船 (RORO船) を利用する場合は、利用運送の許可が必要であるが、フェリーを利用する場合は不要と聞いているがその理由は。

A5. 一般的には、内航RORO船は内航海運業法のいわゆる「貨物船」で整理されているので、運送事業者扱いとなり、トラック事業者がこれを利用するときは、内航二種利用運送の許可が必要となります。
フェリーは海上運送法のいわゆる「旅客船」と整理されているので許可の対象とはなりません。ただし、フェリーと貨物の運送に関する運送委託契約を締結した場合は、内航二種利用運送の許可が必要となります。

Q6. 上記A5. 中「貨物の運送に関する運送委託契約」は、どのような契約なのか。

A6. 船舶運航事業者との「運賃料金等に係る契約」やタリフの取り交わし等、あくまで運賃のみについての契約は、「貨物の運送に関する運送委託契約」に、あたらないが、何かしらの契約を取り交わしているのであれば、個別具体的にその契約書をみて判断する必要があります。

Q7. 上記A5. 中「内航二種利用運送の許可」とあるが、なぜ二種に限定するのか。

A7. トラック事業者は、貨物自動車運送事業法により荷主に対して運送責任を負ったうえで、荷物をドアツードア（戸口から戸口）で、一貫輸送する事業者であるため内航二種利用運送が、該当することになります。
なお、片方の集配がない輸送は、内航一種利用運送事業となります。

7. よくある質問 (Q8～Q10)

Q8. 上記Q5.～Q7を踏まえ、フェリー航送において、トレーラー車両一体(トラクターヘッド及びシャーシ)で貨物を運送する場合の見解を具体的に示すとどうなるか。

A8. 貨物自動車運送事業者又は第一種貨物自動車運送事業者は、許可等を取得する際の約款により、荷主に対する運送責任があるため、フェリーを利用して車両一体(例:トラクターヘッド及びシャーシ一体)で運送する場合、フェリー会社と貨物の運送に関する運送委託契約を締結した(運賃割引又は運賃割増のみの契約締結は含まない)時は、内航貨物利用運送事業に、該当します。
なお、フェリー会社と貨物の運送に関する運送委託契約を締結しない時は、内航貨物利用運送事業に、該当しません。

Q9. 上記Q5.～Q7を踏まえ、フェリー航送において貨物を積載したシャーシ(トラクターヘッドなし)を運送する場合の見解を具体的に示すとどうなるか。

A9. コンテナと同じ貨物そのものであるため、内航貨物利用運送事業に該当します。

Q10. 集荷又は配達を軽自動車で行う場合には、第二種貨物利用運送事業の許認可が必要なのか。

A10. 貨物利用運送事業法において、集荷又は配達のための自動車は道路運送車両法第2条第2項の自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)であることが規定されていることから、軽自動車による集荷又は配達は、第二種貨物利用運送事業に該当しません。
なお、この場合であっても、幹線部分を利用運送する場合には、第一種貨物利用運送事業の登録が必要となります。

7. よくある質問 (Q11～Q13)

Q11. 自社では登録又は許可されていない運送機関であっても、委託先で登録又は許可を受けていれば、当該運送機関を利用した貨物利用運送事業を行うことは可能か。また、自社で登録又は許可されていない利用運送の区域であっても、委託先で登録又は許可を受けていれば、当該区域において貨物利用運送事業を行うことは可能か。

A11. 自社が登録又は許可された運送機関及び利用運送区域の範囲内でしか、貨物利用運送事業は行えません。
すなわち、例えば、自社が航空に係る貨物利用運送の許可等がない場合には、委託先が航空に係る貨物利用運送事業の許可等を取得していても航空輸送を使った貨物利用運送を行うことはできません。
また、当該運送に係る「利用運送の区域又は区間」、「貨物の集配の拠点」等、自社と委託先事業者が許認可を取得している同じ区間でなければ、当該区間における貨物利用運送を行うことは出来ません。

Q12. 二つ以上の貨物利用運送機関にかかる許可又は登録を同時に申請したいが、申請書は、貨物利用運送機関毎に分ける必要があるのか。

A12. 運送機関の種類ごとに貨物利用運送事業に係る事業遂行能力等の審査を行う必要があるため、申請書(事業計画及び集配事業計画)は利用する運送機関毎に分ける必要があります。

Q13. 新規又は変更申請時に委託先事業者等との契約の締結が間に合わないが、契約を締結していなければ申請はできないのか。

A13. 申請時まで委託先事業者との契約の締結が間に合わなくても申請を行うことは可能です。その場合は、申請時に契約書案をご提出していただき、許可日までに(新設法人の場合は、会社設立後速やかに)契約書の写しを提出してください。

7. よくある質問 (Q14～Q15)

Q14. 純資産の額が赤字の場合、登録又は許可を取得することは可能か。また、経常収支で赤字の場合はどうか。

A14. 貨物利用運送事業法においては、利用者である荷主の保護の観点から、事業開始に当たっては、最低限必要な財産的基礎を有することが求められます。このため、純資産の額が赤字の場合は、登録又は許可を取得することが出来ません。また、事業を遂行するために必要と認められる財産的基礎として、貨物利用運送事業法施行規則において、基礎資産額※が300万円以上であることが規定されています。経常収支については審査の対象とはなりません。なお、直近の決算以後、次期決算途上においては増資を行う等、基準資産額に明確な増加があるときは、直近年度の純資産額に当該増資額を加算した額を基準資産額とします(施行規則第8条第3項)。

※基礎資産額：貸借対照表又は財産に関する調書(以下「基礎資産表」という)に計上された資産(創業費その他の繰延資産及び営業権を除く)の総額から当該基礎資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額。

Q15. 「利用する運送事業者」との契約書としてB/Lの写しでもよいのか。

A15. 貨物利用運送事業者が確実、かつ適切に遂行できることを確認するために利用する運送事業者との契約書等の提出を求めています。船荷証券(B/L)については、貨物利用運送事業を開始し、実際に貨物の運送行為が発生して発行されるものであり、事業許可等を取得せずに入手できるものではないことから、契約書に代わって船荷証券(B/L)での審査をすることはいたしません。

Q16. 貨物自動車運送事業と貨物利用運送事業を兼業しているトラック事業者は、貨物自動車運送事業に係る事業報告書を提出すれば、貨物利用運送事業に係る事業報告書を提出しなくても済むのか。

A16. 報告頂く目的が異なるため、それぞれの事業ごとに提出する必要があります。 14

8. 事業報告書及び事業実績報告書

貨物利用運送事業の登録又は許可を受けた事業者は、毎年一回、事業報告書、事業実績報告書を提出することが義務づけられています。(貨物利用運送事業法第55条第1項、貨物利用運送事業報告規則第2条)

●提出日

事業報告書

毎事業年度の経過後100日以内

※事業報告書:事業概況報告書(第1号様式)、貸借対照表、貨物利用運送事業営業実績総括表(第2表)、貨物利用運送事業損益明細表(第2号様式)

事業実績報告書

毎年7月10日

※1年間(4月～3月)の貨物の取扱実績に関する報告書(貨物利用運送事業実績報告書(第3号様式))、国際貨物運送仕向地別取扱量(第2表)は、外航海運のみ提出

●提出先

管轄する運輸支局又は海事事務所(15.九州運輸局管内の問合せ先参照)

※事業種別及び運送機関の種類が複数ある場合は、一本化して提出できます。

●その他

1. 各報告書第1表の「運送機関の種類」欄は、登録又は許可を受けているモードに、全て「○」をつけてください。
2. 事業実績がない場合でも、「事業報告書」・「事業実績報告書」とも提出して下さい。

様式は次のアドレスよりダウンロード可能です。

「報告様式:事業報告書フォーマット、事業実績報告書フォーマット」

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn3_000007.html

または、九州運輸局HP>>分野別情報(海事)>>貨物船(貨物利用運送事業について)
>>番号8の国土交通省のアドレスをクリック>>貨物利用運送事業に係る定期報告について

9. 貨物運送取扱事業法改正の概要

貨物運送取扱事業法改正の概要

参入規制の緩和・撤廃等

	〔旧 法〕		〔改正法〕 H15. 4. 1施行
(運送取扱事業)	登 録 制	⇒	廃 止 (*)

(*) 利用運送と誤認されるおそれのある行為等を禁止し、必要に応じて改善命令で是正。

(第一種利用運送事業)	許 可 制	⇒	登 録 制
-------------	-------	---	-------

(第二種利用運送事業)	幹線輸送機関を 航空及び鉄道に 限定	⇒	海運による幹線 輸送も対象に 追加
-------------	--------------------------	---	-------------------------

(通運計算事業)	届 出 制	⇒	廃 止
----------	-------	---	-----

運賃・料金規制の撤廃

	〔旧 法〕		〔改正法〕
(利用運送事業)	事前届出制	⇒	事前届出制を 廃止 (著しく不適切な運賃 ・ 料金は事業改善命令 で事後的に是正)

その他

- ・ 法律の題名を「貨物利用運送事業法」に改正
- ・ 利用運送事業者が行う貨物の荷造り等に関する安全確保を義務付け 等

10. 第一種貨物利用運送事業法による事業規制

事業 規定	新制度	旧制度
	第一種貨物利用運送事業	第一種利用運送事業
事業参入	登録	許可
事業計画等	登録事項	許可事項
運賃及び料金	事後届出	事前届出 変更命令
約 款	認可	認可
運賃・料金等の揭示義務	有(消費者対象のものに限る)	有
差別的取扱の禁止	有	有
事業計画等の変更	変更登録 (一部事後届出)	認可 (一部事前届出) (一部事後届出)
運輸に関する協定	事前届出	事前届出
事業改善命令等	有 (運賃・料金に関するものを含む)	有
名義の利用・事業の貸し渡し等の禁止	有	有
事業の譲渡譲受	承継の事後届出	認可
事業の分割・合併		認可
事業の相続		認可
事業の休止及び廃止	事後届出(廃止のみ)	事後届出
事業の停止・登録等の取消	有	有
附帯業務の安全確保	有	—
登録等への条件	有	有
職 権 の 委 任	有	有
報 告 ・ 検 査 等	有	有

10. 第二種貨物利用運送事業法による事業規制

(貨物利用運送)新旧手続き比較表

事業 規定	新制度	旧制度
	第二種貨物利用運送事業	第二種利用運送事業
事業参入	許可	許可
事業計画等	許可事項	許可事項
運賃及び料金	事後届出	事前届出 変更命令
約款	認可	認可
運賃・料金等の揭示義務	有(消費者対象のものに限る)	有
差別的取扱の禁止	有	有
事業計画等の変更	認可 (一部事前届出) (一部事後届出)	認可 (一部事前届出) (一部事後届出)
運輸に関する協定	事前届出	事前届出
事業改善命令等	有 (運賃・料金に関するものを含む)	有
名義の利用・事業の貸し渡し等の禁止	有	有
事業の譲渡譲受	認可	認可
事業の分割・合併	認可	認可
事業の相続	認可	認可
事業の休止及び廃止	事後届出	事後届出
事業の停止・登録等の取消	有	有
附帯業務の安全確保	有	—
登録等への条件	有	有
職権の委任	有	有
報告・検査等	有	有

11. 法制度の歴史

法制度の歴史

○平成2年「貨物運送取扱事業法」

- ・内航運送取扱業 (内航海運法)
- ・海上運送取扱業 (海上運送法)
- ・利用航空運送事業、航空運送取扱業 (航空法)
- ・鉄道運送取扱業、鉄道集配業、通運計算事業 (通運事業法)
- ・自動車運送取扱事業 (道路運送法)

一つの法律に集約

○平成15年「貨物利用運送事業法」

- ・運送取扱事業に対する規制を撤廃
(運送取扱＝利用運送+運送取次)
- ・第一種利用運送を許可制から登録制に緩和
- ・海運に係る第二種利用運送事業の創設
- ・自動車運送事業者が行う自動車利用運送事業の貨物自動車運送事業法への移管

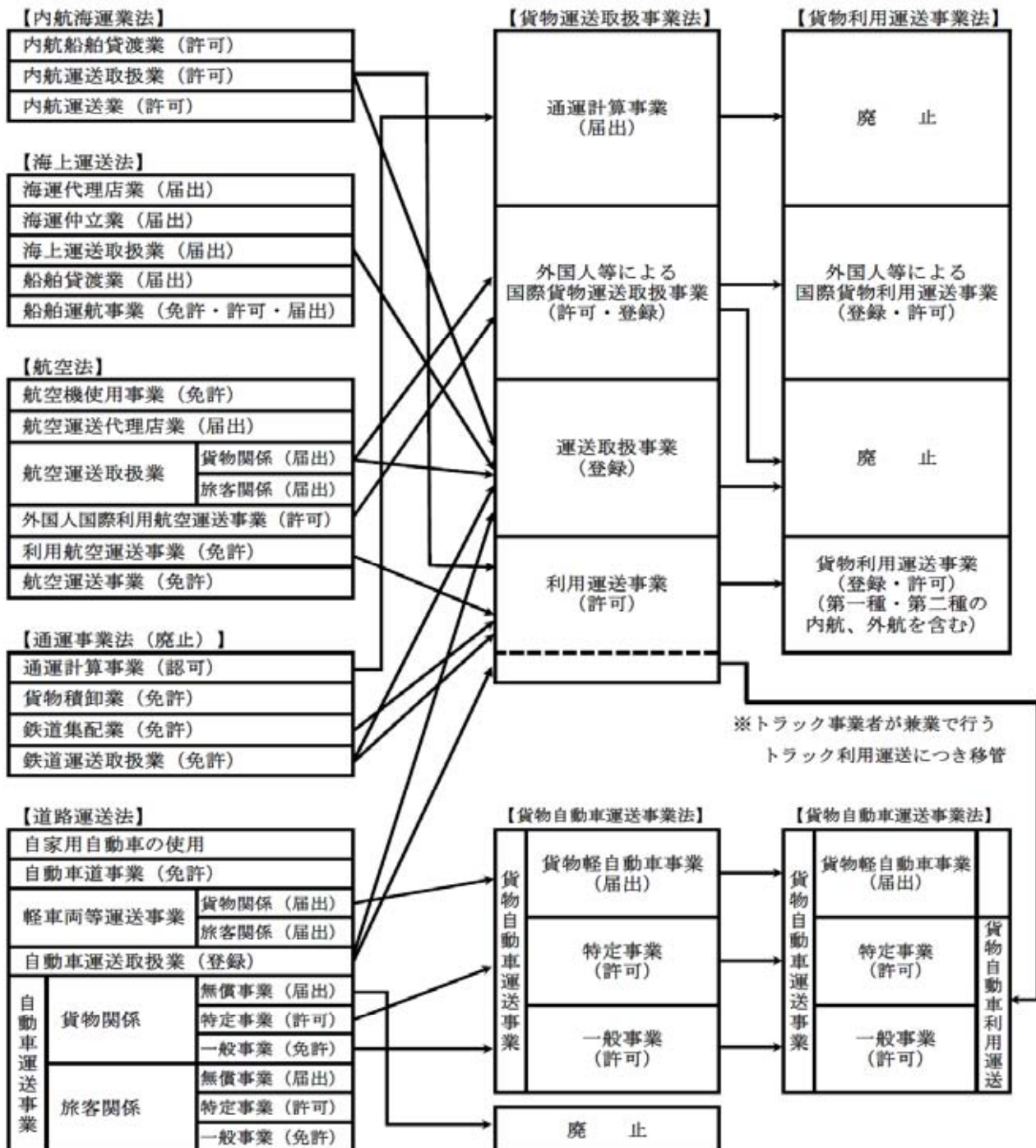
12. 平成2年「貨物運送取扱事業法」

平成2年「貨物運送取扱事業法」

平成2年12月1日以前は「九W」

平成2年12月1日施行以降は
「九内利」
※途中、自動車交通部貨物
取扱事業課で海運事業も扱う
「九運自」

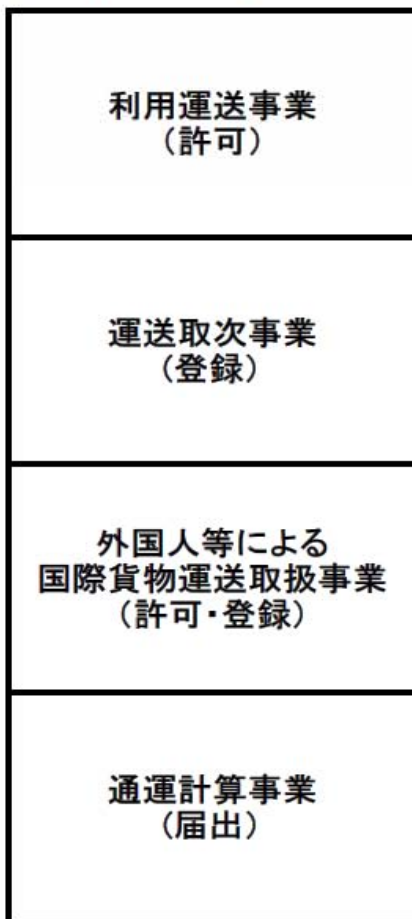
平成15年4月1日施行
「九運事貨」



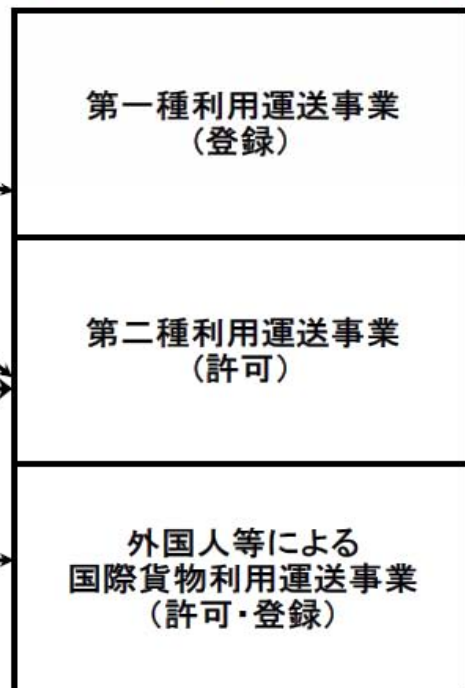
13. 平成15年「貨物利用運送事業法」

平成15年「貨物利用運送事業法」

【貨物運送取扱事業法】



【貨物利用運送事業法】



創設

海運に係る
第二種利用運送事業

規制の廃止

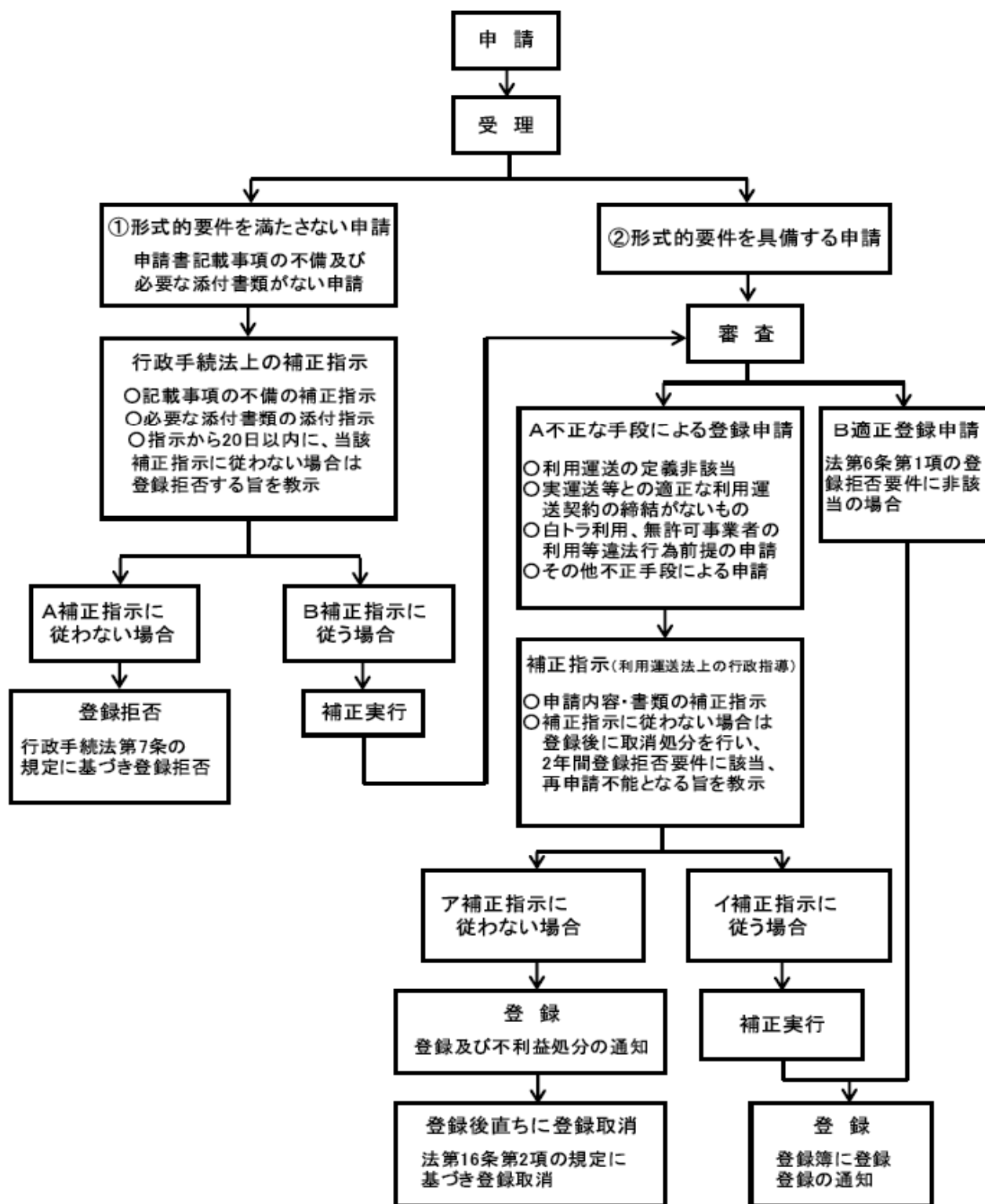
・運送取次事業
・通運計算事業

貨物自動車運送事業法へ移管

貨物自動車運送事業者の
行う利用運送事業

14. 形式的要件を満たさない申請等の処理方法

第一種貨物利用運送事業の形式的要件を満たさない申請又は不正な手段による登録申請の場合の具体的な処理方法



15. 九州運輸局管内の問合せ先

九州運輸局海事振興部

貨物課：092-472-3156

福岡運輸支局（門司港庁舎、運航担当）：093-322-2700

若松海事事務所（監理・運航担当）：093-751-8111

佐賀運輸支局（唐津庁舎、海事担当）：0955-72-3009

長崎運輸支局（本庁舎、運航担当）：095-822-2800

佐世保海事事務所（監理・運航担当）：0956-31-6155

熊本運輸支局（三角庁舎、運航・船舶担当）：0964-52-2069

大分運輸支局（運航・船舶担当）：097-503-2011

宮崎運輸支局（運航・船舶担当）：0985-63-2512

鹿児島運輸支局（本庁舎、運航担当）：099-222-5660

下関海事事務所（監理・運航担当）：0832-66-7151